

官報號外

昭和二十年一月二十八日

○第八十六回 衆議院議事速記録第五號

昭和二十年一月二十七日(土曜日)

午後三時二十四分開議

議事日程 第四號

昭和二十年一月二十七日

午後一時開議

第一 計法戰時特例中改正法律案

(政府提出、貴族院送付)

第一 読會

第一 読會

(政府提出、貴族院送付)

第一 読會

第九 戰時民事特別法中改正法律案

(政府提出、貴族院送付)

第一 読會

第十 會社等臨時措置法中改正法律案

(政府提出、貴族院送付)

第一 読會

第十一 司法官試補及辯護士試補タル資格ノ

(政府提出、貴族院送付)

第一 読會

第十二 農林中央金庫法中改正法

(政府提出、貴族院送付)

第一 読會

第十三 產業設備營團法中改正法

(政府提出、貴族院送付)

第一 読會

第十四 石炭配給統制法中改正法

(政府提出、貴族院送付)

第一 読會

第十五 兵役法中改正法律案

(政府提出、貴族院送付)

第一 読會

第十六 軍事法會議法中改正法律案

(政府提出、貴族院送付)

第一 読會

第十七 現役青年學校職員俸給費國庫補助法

(政府提出、貴族院送付)

第一 読會

第十八 庫補助法案

(政府提出、貴族院送付)

第一 読會

第十九 現役青年學校職員俸給費國庫補助法

(政府提出、貴族院送付)

第一 読會

陸軍軍法會議法中改正法律案
海軍軍法會議法中改正法律案
現役青年學校職員俸給費國庫補助法
戰時民事特別法中改正法律案
會社等臨時措置法中改正法律案
司法官試補及辯護士試補タル資格ノ
特例ニ關スル法律案
農林中央金庫法中改正法律案
產業設備營團法中改正法律案
石炭配給統制法中改正法律案
一、議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ
如シ
松葉酒釀造ニ關スル建議案
提出者
加藤 知正君 川崎巳之太郎君
四王天延孝君 花村 四郎君
區裁判所移管事務管轄復活ニ關スル
建議案
提出者
小野 秀一君 吉田 正君
藤井伊右衛門君 小坂 武雄君
(以上一月二十四日提出)
池本甚四郎君
軍需金融等特別措置法案(政府提出)
外四件委員
安倍 寛君 赤間 德壽君
柳川左衛門君
渡邊 泰邦君 渡邊 健君
大倉 三郎君
佐久間道夫君 佐藤 芳男君
田中 亮一君 高畠龜太郎君
中原 謙司君 廣野規矩太郎君
賴母木貞六君 中松半左衛門君
一、政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ
如シ
朝鮮總督府事務官 筒井 竹雄
第八十六回帝國議會内務省所管事務
政府委員被仰付
一、去三十二日常任委員補闕選舉ノ結果
左ノ如シ
決算委員 佐久間道夫君 (飯塚茂
君補闕)
渡邊善十郎君
星 一君 松山常次郎君
守屋 葵夫君 宮崎 一君
由谷 義治君

明治三十五年三月三十日
第三種郵便物認可

第七部選出

豫算委員 田中 貢君 (箸本太
吉君補闕)

一、去二十二日議長ニ於テ選定シタル
委員左ノ如シ

昭和二十年度一般會計歳出ノ財源ニ
充ツル等ノ爲ノ公債發行ニ關スル法
律案(政府提出)外二件委員

安藤 孝三君 伊豆 富人君
出井 兵吉君 内池久五郎君
小野 秀一君 北村又左衛門君
小谷 節夫君 嶋山 勇朝君
鈴木 正吾君 田万 清臣君
中川 寛治君 原 玉重君
二田 是儀君 松延彌三郎君

柳川左衛門君 米田 吉盛君
渡邊 泰邦君 渡邊 健君
大倉 三郎君
佐久間道夫君 佐藤 芳男君
田中 亮一君 高畠龜太郎君
中原 謙司君 廣野規矩太郎君
賴母木貞六君 中松半左衛門君
一、政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ
如シ
朝鮮總督府事務官 筒井 竹雄
第八十六回帝國議會内務省所管事務
政府委員被仰付
一、去三十二日常任委員補闕選舉ノ結果
左ノ如シ
決算委員 佐久間道夫君 (飯塚茂
君補闕)
渡邊善十郎君
星 一君 松山常次郎君
守屋 葵夫君 宮崎 一君
由谷 義治君

所得稅法外十六法律中改正法律案
(政府提出)外一件委員
安孫子孝次君 今成留之助君

小野義一君

小野寺有一君

加藤宗平君

坂下仙一郎君

菅野和太郎君

坂下仙一郎君

曾木重貴君

曾木重貴君

田邊徳五郎君

田邊徳五郎君

田部明之君

田部明之君

原惣兵衛君

原惣兵衛君

船渡佐輔君

船渡佐輔君

松田正一君

松田正一君

水谷長三郎君

水谷長三郎君

矢野庄太郎君

矢野庄太郎君

吉植庄亮君

吉植庄亮君

増田義一君

増田義一君

森田福市君

森田福市君

本多市郎君

本多市郎君

吉田正君

吉田正君

船員保險法中改正法律案(政府提出)

船員保險法中改正法律案(政府提出)

委員

藏原敏捷君

吉植庄亮君

吉植庄亮君

吉植庄亮君

高城憲夫君

高城憲夫君

福田愛次郎君

福田愛次郎君

仲井間宗一君

仲井間宗一君

松岡俊三君

松岡俊三君

森田重次郎君

森田重次郎君

最上政三君

最上政三君

安田柔次君

安田柔次君

赤松寅七君

赤松寅七君

宇田耕一君

宇田耕一君

大島高精君

大島高精君

大島寅吉君

大島寅吉君

大橋清太郎君

大橋清太郎君

委員長

久山知之君

外四件委員

軍需金融等特別措置法案(政府提出)

船員保險法中改正法律案(政府提出)

委員

辭任森田重次郎君補闕渡邊

健君

委員長

理事

一、去二十三日委員長及理事互選ノ結果左ノ如シ

昭和二十年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツル等ノ爲ノ公債發行ニ關スル法律案(政府提出)外二件委員

委員長

宇田耕一君

野口喜一君

中越義幸君

花村四郎君

高城憲夫君

福田愛次郎君

仲井間宗一君

松岡俊三君

森田重次郎君

最上政三君

安田柔次君

赤松寅七君

宇田耕一君

吉川大介君

大橋清太郎君

大島寅吉君

大島高精君

大島寅吉君

大橋清太郎君

(臨第一號)臨時軍事費豫算追加案
(追第一號)豫算外國庫ノ色擔ト
ナルベキ契約ヲ爲スヲ要スル件

報告書

一(臨第
號)臨時軍事費豫算追加案
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議
決致候此段及報告候也

委員長 太田 正孝

(一) 求第(二)號 諸算外國庫ノ負擔トナ
ルベキ契約ヲ爲スヲ要スル件
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議
決致候此段及報告候也

太山王學

長岡忠彦著

大清三才圖會

○太田正孝君 只今議題トナリマシタ

豫算外契約案八、一般豫算ノ審議中二

特ニ緊急ヲ要スル所以ヲ以テ茲ニ上程

サレタノアリマヌ、今茲ニ案件ノ内
容ト同時ニ明カトナツタ財政ノ全貌ト、

本案件審議ノ經過ヲ申上ゲマス

先づ第一ニ今回追加セントスル臨時軍

アリマス、之ヲ支那事變ノ始まりシタ時
カラノモノニ誤計致シマスト、一千二百
二十一億餘萬圓トナルノデアリマス、是マ
テモ未有有デアツカ金額ハ更ニ其ノ程

度ヲ加フルノデアリマス、此ノ經費ノ内
ハ、臨時軍事費トシテ六百億圓、豫備費
費トシテ二百五十億圓ノ二本ニナッテ
居リ、陸海軍兩省、軍需省、新タニ大
藏省ノ所管ヲ加ヘテ經理サレルノデアリマス、即チ大東亞戰爭ノ完遂ヲ期ス
ル爲メ此ノ際增加ヲ要スル戰費、即チ
作戰部隊、艦船等ニ要スル經費、其ノ
他大東亞戰爭ニ關聯セル陸海軍ノ諸施
設ニ要スル經費アリマス、此ノ頂額
ニ上ル八百五十億圓ノ經費ヲ如何ニシ
テ調達スルカト中シマスト、其ノ一ハ
公債金及ビ借入金デアリマス、是が主
力ヲナシテ居リマス、即チ公債及ビ繰
替借入金額ハ三百五十二億餘萬圓、借
入金三百一億餘萬圓デアリマス、此ノ
借入金ハ現地デ支出セラル、軍事費ノ
所要資金ノ一部ヲ、南方開發金庫其ノ
他ヨリノ借入ニ依ツテ調達スルノデア
リマス、此ノ公債及ビ借入金ニ對シテ
其ノ二ハ、一般會計及ビ他ノ特別會計
ヨリスル繰入デアリマス、其ノ額百十
六億餘萬圓デアリマス、其ノ中ニ今回
ノ増稅モ含マレ、煙草ノ販賣價格、鐵
道料金、郵便料金ノ値上ニ依ル增收モ
含ミ、富礦ニ依ル增收モ入ルノデアリマ
ス、稅等ニ付キマシテハ、内地ノミ
ナラズ、外地ヨリスルモノアルコトハ
言フマデモアリマセヌ、尙ホ其ノ三
シテ、雜收入等七十八億餘萬圓ガアリ
マス、主トシテ現地デ得タ物資ヲ賣ツ
タ代金デアリマス

聯スル豫算外契約ガアリマス、即チ以テ軍ノ需要ヲ充足スル爲ニ、從來此ノ種契約ノ限度百十七億三百萬圓ヲ百四十七億三百萬圓ニ改メントスルモノデアリマス、以上ガ臨時軍事費追加豫算及ビ豫算外國庫ノ負擔トナル契約ノ内容デアリマス

然ラバ此ノ臨時軍事費ノ追加ニ依ツテ昭和二十年度ノ財政ノ全貌ガドウナルカ、此ノ二點ニ關シ大藏大臣ノ説明ヲ申シマス、事改メテ言フマデモナク、临时軍事費ニ年度區分ハアリマセヌガ、假ニ今回ノ追加額ヲ昭和二十年度所屬ト考ヘマシテ、現ニ本院デ審議中ノ一般會計本豫算及ビ追加豫算ヲ綜合シマスト、千百十九億餘萬圓トナルキアリマス、尤モ雙方ノ會計ノ間に重複スル部分ガアリマスルカラ、之ヲ整理致シマスト、純計ハ一千十八億餘萬圓ニナルノデアリマス、是ガ昭和二十年度財政ノ全貌デアリマス、又一般會計特別會計ヲ組ズル公債ノ發行額ハ四百六十億二千餘萬圓ニ達スルノデアリマス、此ノ財政ノ全貌ミ對シテ政府ハ如何ナル資金計畫ヲ有スルカ、大藏大臣ハ昭和二十年度ニ於ケル國民所得ハ達觀シテ大凡九百億圓トシテ居リマス、此ノ國民所得中カレ租稅トシテ大體百八十五億圓見當ガシテ百三十億圓ヲ充當シテ居リナメラ、公債トシテ大體四百七十九億圓見當ガ振向ケラレ、產業資金トマス、此ノ公債ト産業資金トハ國民ノ億圓トシテ居リマス、此ノ國民所得中カレ租稅トシテ大體百八十五億圓見當ガシテ百三十億圓ヲ充當シテ居リナメラ、公債トシテ大體四百七十九億圓見當ガ振向ケラレ、產業資金トマス、此ノ公債ト産業資金トハ國民ノ

年度ノ財務目標ハ六百億圓程度トスル
デアラウトノコトデアリマス、サウ致
シマスルト、國民所得ノ中カラ租稅及
ビ財蓄ヲ引イタ残リ百十五億圓トナル
ノデアリマス、此ノ百十五億圓ガ昭和
二十年度ニ於ケル國民ノ消費資金トナ
ルノデアリマス、昭和十九年度ト大體
同額デアリマス、目ノアタリニ見ル物
價騰貴ノ中ニアツテ、同一ノ額デ行クト
云フコトハ、ソレダケ國民ノ生活費ヲ
縮メテ行カネバナリマセヌ、ソシテ所
得カラ租稅モ納メ、公債ニモ應ズベク、
貯蓄ニ精進シナケレバナラヌノデアリ
マス、是ガ大藏大臣ノ述ベラレタ國家
資金計畫テアリマス

ハ、軍需品ノ調達ニ付キマシテハ、物
動計畫ノ正確ト機動的ニ運用セラル、
コトニ於テ遺憾ナキヲ期セラレナケ
レバナラナイ、併セテ軍需「インフレ」
ニナラヌヤウ嚴ニ留意サレタタイト云フ
ノデアリマス、其ノ三ハ、國民ハ稅ニ
精進スル、「アメリカ」ガ昨年政府ノ増稅
案百五億「ドル」ヲ「一十三億一千五百萬
「ドル」ニ削減シタコトヲ以テ差止千萬
デアルト断ジ、我々ハ此ノ度ノ增稅ヲ
快タ納メテ行クト云フノデアリマス、
又貯蓄モ調ヘルト云フノデアリマス、
産業資金モ調ヘルト云フノデアリマス、
其ノ僨ニ生活設計ヲ縮メ、以テ國家ノ
要望スル資金計畫ノ線ニ應ズルト云フ
ノデアリマス、特ニ溝地君ハ委員各位
ト共ニ深ク戰局ノ現段階ヲ憂ヘラレ、
政府ガ此ノ忠誠愛國ノ熱意火熱樹エテ
居ル國民ニ對シ、口先バカリデナク、
強タ、深タ、飽タマデ信頼シ、斷乎ト
シテ戰ヒ抜キ、聖戰目的ヲ貫徹シナケ
適切ナル例ヲ引カレテ説イタノデア
リマス、ソシテ聲ヲ勵マシテ結シダン
ハ、政府ハ右顎左軀シテハイカヌ、躊
躇逡巡シテハナラヌ、斷乎不動ノ戰爭
指揮方針ヲ以テ高度ノ政治力ヲ發揮シ
ナケレバナラヌ(拍手)サウシテ豫算委
員ガ各視野カラ此ノ數日ニ亘ツテ、耳
ニ僻胝ノ張ルマデニ説イタ所ハ、モウ
ニアリマス(拍手)小磯内閣總理大臣初
時ニ前ニ横ハツテ居ルト言ハレタノ

メ各關係ノ耳ニモ、此ノ一言ハ強々響イタデアラコトヲ信ズルノデアル、

斯クテ討論ハ終結シ採決ニ入りマシテ、時恰セ敵機頭上ニアリ、空襲待避ノ聲ヲ聞キ流シツ、總員ハ起立シ、肅然タル滿場一致ノ可決ヲ見タノデアリマス、此ノ段御報告致シマス(拍手)

○議長(岡田忠彦君) 採決致シマス、兩案ノ委員長ノ報告ハ何レモ可決デアリマス、兩案ヲ一括シテ委員長報告ノ通り決スルニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ求メマ

ス
〔總員起立〕

○議長(岡田忠彦君) 起立總員長報告ノ通り全會一致可決確定致シマ

シタ(拍手)日程第一、會計法戰時特例中改正法律案、第一讀會ヲ閉キマス

石渡太藏大臣
〔拍手起立〕
○議長(岡田忠彦君) 仍テ兩案共委員長報告ノ通り全會一致可決確定致シマ

シタ(拍手)日程第一、會計法戰時特例中改正法律案、第一讀會ヲ閉キマス

〔拍手起立〕
○議長(岡田忠彦君) 仍テ兩案共委員長報告ノ通り全會一致可決確定致シマ

シタ(拍手)日程第一、會計法戰時特例中改正法律案、第一讀會ヲ閉キマス

〔拍手起立〕
○議長(岡田忠彦君) 仍テ兩案共委員長報告ノ通り全會一致可決確定致シマ

シタ(拍手)日程第一、會計法戰時特例中改正法律案、第一讀會ヲ閉キマス

ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ同項ニ規定スル期限ヲ繰延ブルコトヲ得

第五條 大東亜戰爭ニ際シ避クベカラザル事由アル場合ニ於テハ會計法第八條第二項ニ規定スル歲入豫算明細書及各省ノ豫定經費要求書

並ニ同法第二十五條ニ規定スル歲入決算明細書、各省決算報告書及國債計算書ノ添附ヲ省略スルコトヲ得

第六條 政府ハ大東亜戰爭ニ際シ避クベカラザル事由アル場合ニ於テハ豫算ニ定ムルモノ、特ニ帝國議會ノ協賛ヲ經タルモノ及會計法第十一條ノ規定ニ依リ翌

年期限迄ニ其ノ金額判明セザルモノアリタルトキハ之ヲ其ノ判明シタル日ノ屬スル年度ノ歲入又ハ歲出

ニ組入レ整理スルコトヲ得

第七條 大東亜戰爭ニ際シ會計法第二十七條又ハ前條ノ規定ニ依リ翌

年期限迄ニ其ノ金額判明セザルモノアリタルトキハ之ヲ其ノ判明シタル日ノ屬スル年度ノ歲入又ハ歲出

ニ組入レ整理スルコトヲ得

第八條 大東亜戰爭ニ際シ會計法第十二條ノ規定ニ依リ翌

年期限迄ニ其ノ金額判明セザルモノアリタルトキハ之ヲ其ノ判明シタル日ノ屬スル年度ノ歲入又ハ歲出

ニ組入レ整理スルコトヲ得

第九條 大東亜戰爭ニ際シ會計法第十三條ノ規定ニ依リコト能ハザルトキ

度所屬ノ歲入金又ハ歲出金ニシテ

避クベカラザル事故ノ爲會計法第一條第二項ニ規定スル期限又ハ第

一條第二項ニ規定スル期限又ハ第四條ノ規定ニ依リ繰延ベラレタル

期限迄ニ其ノ金額判明セザルモノアリタルトキハ之ヲ其ノ判明シタル日ノ屬スル年度ノ歲入又ハ歲出

ニ組入レ整理スルコトヲ得

第十條 大東亜戰爭ニ際シ會計法第二十七條又ハ前條ノ規定ニ依リ翌

年期限迄ニ其ノ金額判明セザルモノアリタルトキハ之ヲ其ノ判明シタル日ノ屬スル年度ノ歲入又ハ歲出

ニ組入レ整理スルコトヲ得

第十一條 大東亜戰爭ニ際シ會計法第十二條ノ規定ニ依リ翌

年期限迄ニ其ノ金額判明セザルモノアリタルトキハ之ヲ其ノ判明シタル日ノ屬スル年度ノ歲入又ハ歲出

ニ組入レ整理スルコトヲ得

第十二條 大東亜戰爭ニ際シ會計法第十三條ノ規定ニ依リコト能ハザルトキハ之ヲ其ノ判明シタル日ノ屬スル年度ノ歲入又ハ歲出

ニ組入レ整理スルコトヲ得

第十三條 大東亜戰爭ニ際シ會計法第十四條ノ規定ニ依リコト能ハザルトキハ之ヲ其ノ判明シタル日ノ屬スル年度ノ歲入又ハ歲出

ニ組入レ整理スルコトヲ得

害、通信杜絶等ノ避クベカラザル事故ノ爲メ、歲入歳出ノ出納ニ關スル事務ノ爲メ、歲入歳出ノ出納ニ關スル事務ヲ會計法所定ノ期限マニ完結シ難キ

ヲ得ルコト致サントスルモノアリマス、第三ハ、戰爭災害等ノ避クベカラザル事由ノアリマス、第八ハ、會計法又

得ルコト致サントスルモノアリマス、第三ハ、戰爭災害等ノ避クベカラザル事由ノアリマス、第八ハ、會計法又

期限マニ其ノ金額判明セザル歲入金又ハ歲出金ヲ生ジマシタ場合ニ於キマシテハ、會計法土ノ特例ヲ設ケントス

シテハ、會計法土ノ特例ヲ設ケントス

マシタ經費ガ、當該繰越サレマシタル場合ニ於キマシテ、其ノ期限ヲ繰延ベラレタル

得ルコト致サントスルモノアリマス、第三ハ、戰爭災害等ノ避クベカラザル事由ノアリマス、第八ハ、會計法又

マシタ經費ガ、當該繰越サレマシタル場合ニ於キマシテ、其ノ期限ヲ繰延ベラレタル

得ルコト致サントスルモノアリマス、第三ハ、戰爭災害等ノ避クベカラザル事由ノアリマス、第八ハ、會計法又

マシタ經費ガ、當該繰越サレマシタル場合ニ於キマシテ、其ノ期限ヲ繰延ベラレタル

得ルコト致サントスルモノアリマス、第三ハ、戰爭災害等ノ避クベカラザル事由ノアリマス、第八ハ、會計法又

マシタ經費ガ、當該繰越サレマシタル場合ニ於キマシテ、其ノ期限ヲ繰延ベラレタル

得ルコト致サントスルモノアリマス、第三ハ、戰爭災害等ノ避クベカラザル事由ノアリマス、第八ハ、會計法又

マシタ經費ガ、當該繰越サレマシタル場合ニ於キマシテ、其ノ期限ヲ繰延ベラレタル

得ルコト致サントスルモノアリマス、第三ハ、戰爭災害等ノ避クベカラザル事由ノアリマス、第八ハ、會計法又

得ルコト致サントスルモノアリマス、第三ハ、戰爭災害等ノ避クベカラザル事由ノアリマス、第八ハ、會計法又

得ルコト致サントスルモノアリマス、第三ハ、戰爭災害等ノ避クベカラザル事由ノアリマス、第八ハ、會計法又

アリマス

アリマス

又ハ歲出金ヲ生ジマシタ場合ニ於キマシテハ、會計法土ノ特例ヲ設ケントス

シテハ、會計法土ノ特例ヲ設ケントス

マシタ經費ガ、當該繰越サレマシタル場合ニ於キマシテ、其ノ期限ヲ繰延ベラレタル

得ルコト致サントスルモノアリマス、第三ハ、戰爭災害等ノ避クベカラザル事由ノアリマス、第八ハ、會計法又

マシタ經費ガ、當該繰越サレマシタル場合ニ於キマシテ、其ノ期限ヲ繰延ベラレタル

得ルコト致サントスルモノアリマス、第三ハ、戰爭災害等ノ避クベカラザル事由ノアリマス、第八ハ、會計法又

マシタ經費ガ、當該繰越サレマシタル場合ニ於キマシテ、其ノ期限ヲ繰延ベラレタル

得ルコト致サントスルモノアリマス、第三ハ、戰爭災害等ノ避クベカラザル事由ノアリマス、第八ハ、會計法又

マシタ經費ガ、當該繰越サレマシタル場合ニ於キマシテ、其ノ期限ヲ繰延ベラレタル

得ルコト致サントスルモノアリマス、第三ハ、戰爭災害等ノ避クベカラザル事由ノアリマス、第八ハ、會計法又

マシタ經費ガ、當該繰越サレマシタル場合ニ於キマシテ、其ノ期限ヲ繰延ベラレタル

得ルコト致サントスルモノアリマス、第三ハ、戰爭災害等ノ避クベカラザル事由ノアリマス、第八ハ、會計法又

得ルコト致サントスルモノアリマス、第三ハ、戰爭災害等ノ避クベカラザル事由ノアリマス、第八ハ、會計法又

得ルコト致サントスルモノアリマス、第三ハ、戰爭災害等ノ避クベカラザル事由ノアリマス、第八ハ、會計法又

アリマス

アリマス

事故ノ爲メ、再び支出済トナラナイ場合ニ於キマシテハ、更ニ一年度ヲ限り

マシタ經費ガ、當該繰越サレマシタル場合ニ於キマシテ、其ノ期限ヲ繰延ベラレタル

得ルコト致サントスルモノアリマス、第三ハ、戰爭災害等ノ避クベカラザル事由ノアリマス、第八ハ、會計法又

マシタ經費ガ、當該繰越サレマシタル場合ニ於キマシテ、其ノ期限ヲ繰延ベラレタル

得ルコト致サントスルモノアリマス、第三ハ、戰爭災害等ノ避クベカラザル事由ノアリマス、第八ハ、會計法又

マシタ經費ガ、當該繰越サレマシタル場合ニ於キマシテ、其ノ期限ヲ繰延ベラレタル

得ルコト致サントスルモノアリマス、第三ハ、戰爭災害等ノ避クベカラザル事由ノアリマス、第八ハ、會計法又

マシタ經費ガ、當該繰越サレマシタル場合ニ於キマシテ、其ノ期限ヲ繰延ベラレタル

得ルコト致サントスルモノアリマス、第三ハ、戰爭災害等ノ避クベカラザル事由ノアリマス、第八ハ、會計法又

マシタ經費ガ、當該繰越サレマシタル場合ニ於キマシテ、其ノ期限ヲ繰延ベラレタル

得ルコト致サントスルモノアリマス、第三ハ、戰爭災害等ノ避クベカラザル事由ノアリマス、第八ハ、會計法又

マシタ經費ガ、當該繰越サレマシタル場合ニ於キマシテ、其ノ期限ヲ繰延ベラレタル

得ルコト致サントスルモノアリマス、第三ハ、戰爭災害等ノ避クベカラザル事由ノアリマス、第八ハ、會計法又

得ルコト致サントスルモノアリマス、第三ハ、戰爭災害等ノ避クベカラザル事由ノアリマス、第八ハ、會計法又

アリマス

アリマス

ハ會計法戰時特例ノ規定ニ依リ繰延シ

シテハ、會計法土ノ特例ヲ設ケントス

マシタ經費ガ、當該繰越サレマシタル場合ニ於キマシテ、其ノ期限ヲ繰延ベラレタル

得ルコト致サントスルモノアリマス、第三ハ、戰爭災害等ノ避クベカラザル事由ノアリマス、第八ハ、會計法又

マシタ經費ガ、當該繰越サレマシタル場合ニ於キマシテ、其ノ期限ヲ繰延ベラレタル

得ルコト致サントスルモノアリマス、第三ハ、戰爭災害等ノ避クベカラザル事由ノアリマス、第八ハ、會計法又

マシタ經費ガ、當該繰越サレマシタル場合ニ於キマシテ、其ノ期限ヲ繰延ベラレタル

得ルコト致サントスルモノアリマス、第三ハ、戰爭災害等ノ避クベカラザル事由ノアリマス、第八ハ、會計法又

マシタ經費ガ、當該繰越サレマシタル場合ニ於キマシテ、其ノ期限ヲ繰延ベラレタル

得ルコト致サントスルモノアリマス、第三ハ、戰爭災害等ノ避クベカラザル事由ノアリマス、第八ハ、會計法又

マシタ經費ガ、當該繰越サレマシタル場合ニ於キマシテ、其ノ期限ヲ繰延ベラレタル

得ルコト致サントスルモノアリマス、第三ハ、戰爭災害等ノ避クベカラザル事由ノアリマス、第八ハ、會計法又

得ルコト致サントスルモノアリマス、第三ハ、戰爭災害等ノ避クベカラザル事由ノアリマス、第八ハ、會計法又

得ルコト致サントスルモノアリマス、第三ハ、戰爭災害等ノ避クベカラザル事由ノアリマス、第八ハ、會計法又

アリマス

アリマス

第二 華南銀行法中改正法律案

(政府提出)

第一讀會

臺灣銀行法中改正法律案

臺灣銀行法中左ノ通改正ス

第八條第一項中「券面金額一圓以上

ノヲ削リ同條第二項中「前項」ヲ「第

一項」ニ改メ同條第一項ノ次ニ左ノ

一項ヲ加フ

臺灣銀行前項ノ銀行券ノ種類及様

式ヲ定メムトスルトキハ主務大臣

ノ認可ヲ受クヘシ

臺灣銀行前項ノ銀行券ノ種類及様

式ヲ定メムトスルトキハ主務大臣

ノ認可ヲ受クヘシ

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔國務大臣石渡莊太郎君登壇〕

○國務大臣(石渡莊太郎君)只今議題

トナリマシタ臺灣銀行法中改正法律案

ニ付キ御説明致シマス

現下ノ戰局ニ對處シ、急速ナル戰力

増強ニ資スル爲メ臺灣ニ於キマシテモ

内地ニ於ケルト同様、硬貨ノ回収ヲ圖

行ガ硬貨ニ代ヘ之ヲ發行シ得ル權能ヲ

與ヘントスルモノデアリマス、何卒御

審議ノ上速力ニ御協贊アランコトヲ希

望致シマス

○議長(岡田忠彦君)本案ノ審査ヲ付

託スベキ委員ノ選舉ニ付キ御説り致シ

マス

○濱野清吾君 本案ハ政府提出軍需金

融等特別措置法案外四件委員ニ併セ付

託サレントコトヲ望ミマス

○議長(岡田忠彦君)濱野君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

「異議ナシ」と呼ブ者アリ

○議長(岡田忠彦君)御異議ナシト認

メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシ

タ一日程第三及ビ第四ハ便宜上一括

議題ニナスニ御異議アリマセヌカ

「異議ナシ」と呼ブ者アリ

○議長(岡田忠彦君)御異議ナシト認

メマス、仍テ日程第三、恩給法中改正

法律案、日程第四、明治三十五年法律

第四十九號國勢調査ニ關スル法律ノ昭

和二十年ニ於ケル特例ニ關スル法律

案、右兩案ヲ一括シテ第一讀會ヲ開キ

マス——三浦法制局長官

第三 恩給法中改正法律案(政府

提出、貴族院送付) 第一讀會

第四 明治三十五年法律第四十九

號國勢調查ニ關スル法律ノ昭和

二十年ニ於ケル特例ニ關スル法

律案(政府提出、貴族院送付)

恩給法中改正法律案

恩給法中左ノ通改正ス

第十八條第一項中「又ハ神宮皇學館」

ヲ削ル

第三十三條ノ二 公務員内國ノ交戦

ノ地域内ニ於テ危険ヲ罹ミス其ノ

職務ヲ以テ勤務シタルトキハ其ノ

期間ノ一月ニ付二月以内ヲ加算ス

前項ノ内國ノ交戦ノ地域及期間並

加算ノ程度ハ勅裁ヲ以テ之ヲ定ム

第四十六條ノ二第一項ヲ左ノ如ク改

ム

公務ノ爲永續性ヲ有スル傷痍ヲ受

ケ又ハ疾病ニ罹リ不具發疾ノ程度

ニ至ラザルモ勅令ノ定ムル程度ニ

達シ昭和十六年十二月八日以後本

法施行前失格原因ナクシテ退職シ

タルモ改正前ノ恩給法第四十六條

第五十九條ノ二第一項中「特例ニ從

フ」ノ下ニ「但シ戰鬪ノ爲傷痍ヲ受ケ

之カ爲死」シタル際ニ階等以上進級

シタル軍人ニ付テハ此ノ限ニ在ラ

ス」ヲ加フ

第六十五條ノ二第二項中「前項」ヲ

ノ一項ヲ加フ

前條第一項但書ノ規定ハ傷病年金

ヲ給スヘキ者ノ退職當時ノ階等ニ

付之ヲ准用ス

第七十五條第二項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ戰鬪ノ爲傷痍ヲ受ケ之カ爲死

亡シタル際ニ階等以上進級シタル

軍人ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

但シ臺灣又ハ朝鮮ニ本籍ヲ有スル

公務員其ノ本籍ノ存スル地域ニ在

勤シタルトキ其ノ在勤期間ニ付テ

二ノ改正規定ハ昭和十九年一月一
日ヨリ之ヲ適用ス

第二條 公務員又ハ之ニ準ズベキ者

ノ如ク改ム

制限ヲ撤廢スルコトデアリマス、現行

法ニ於キマシテハ、退職又ハ死亡ノ直

ニ至ラザルモ勅令ノ定ムル程度ニ

達シ昭和十六年十二月八日以後本

法施行前失格原因ナクシテ退職シ

タルモ改正前ノ恩給法第四十六條

二級ヲ超エ昇級致シマシテモ、二級ダ

ラレザル者ニハ本法施行後勅令ノ定ムル所ニ依リ傷病ノ程度ヲ査定

シ將來ニ向ツテ之ヲ給ス

第三條 昭和十六年十二月八日以後

本法施行前戰鬪ノ爲傷痍ヲ受ケ之

ガ爲死亡シタル際ニ階等以上進級

シタル軍人ノ貴族ニシテ本法施行

ガ爲死亡シタルノ時刻ニ從前ノ規定ニ

シテ居ルノデアリマスルガ、概ニ此ノ

金額ニ其ノ金額ト本法所定ノ扶助

料ノ金額トノ差額ヲ勅令ノ扶助料

所ニ依リ將來ニ向ツテ増給ス

第四條 本法ハ昭和二十年ニ

明治三十五年法律第四十九號國勢

調査ニ關スル法律ノ昭和二十年ニ

和二十年ニ於テハ之ヲ施行セズ

今回ノ改正ノ第一點ハ、殊勲ヲ奏シ

戰死ノ際ニ階等以上進級致シマシタ軍

人ニ付キマシテ、恩給額算定ニ關スル

制限ヲ撤廢スルコトデアリマス、現行

法ニ於キマシテハ、退職又ハ死亡ノ直

ニ至ラザルモ勅令ノ定ムル程度ニ

達シ昭和十六年十二月八日以後本

法施行前失格原因ナクシテ退職シ

タルモ改正前ノ恩給法第四十六條

二級ヲ超エ昇級致シマシテモ、二級ダ

ラレザル者ニハ本法施行後勅令ノ定ムル所ニ依リ傷病ノ程度ヲ査定

シテ居ルノデアリマスルガ、概ニ此ノ

金額ニ其ノ金額ト本法所定ノ扶助

料ノ金額トノ差額ヲ勅令ノ扶助料

所ニ依リ將來ニ向ツテ増給ス

第五條 本法ハ昭和二十年ニ

明治三十五年法律第四十九號國勢

調査ニ關スル法律ノ昭和二十年ニ

和二十年ニ於テハ之ヲ施行セズ

第六條 本法ハ昭和二十年ニ

明治三十五年法律第四十九號國勢

調査ニ關スル法律ノ昭和二十年ニ

和二十年ニ於テハ之ヲ施行セズ

第七條 本法ハ昭和二十年ニ

明治三十五年法律第四十九號國勢

調査ニ關スル法律ノ昭和二十年ニ

和二十年ニ於テハ之ヲ施行セズ

第八條 本法ハ昭和二十年ニ

明治三十五年法律第四十九號國勢

調査ニ關スル法律ノ昭和二十年ニ

和二十年ニ於テハ之ヲ施行セズ

第九條 本法ハ昭和二十年ニ

明治三十五年法律第四十九號國勢

調査ニ關スル法律ノ昭和二十年ニ

和二十年ニ於テハ之ヲ施行セズ

第十條 本法ハ昭和二十年ニ

明治三十五年法律第四十九號國勢

調査ニ關スル法律ノ昭和二十年ニ

和二十年ニ於テハ之ヲ施行セズ

第十一條 本法ハ昭和二十年ニ

明治三十五年法律第四十九號國勢

調査ニ關スル法律ノ昭和二十年ニ

和二十年ニ於テハ之ヲ施行セズ

第十二條 本法ハ昭和二十年ニ

明治三十五年法律第四十九號國勢

調査ニ關スル法律ノ昭和二十年ニ

和二十年ニ於テハ之ヲ施行セズ

第十三條 本法ハ昭和二十年ニ

明治三十五年法律第四十九號國勢

調査ニ關スル法律ノ昭和二十年ニ

和二十年ニ於テハ之ヲ施行セズ

第十四條 本法ハ昭和二十年ニ

明治三十五年法律第四十九號國勢

調査ニ關スル法律ノ昭和二十年ニ

和二十年ニ於テハ之ヲ施行セズ

第十五條 本法ハ昭和二十年ニ

明治三十五年法律第四十九號國勢

調査ニ關スル法律ノ昭和二十年ニ

和二十年ニ於テハ之ヲ施行セズ

第十六條 本法ハ昭和二十年ニ

明治三十五年法律第四十九號國勢

調査ニ關スル法律ノ昭和二十年ニ

和二十年ニ於テハ之ヲ施行セズ

第十七條 本法ハ昭和二十年ニ

明治三十五年法律第四十九號國勢

調査ニ關スル法律ノ昭和二十年ニ

和二十年ニ於テハ之ヲ施行セズ

第十八條 本法ハ昭和二十年ニ

明治三十五年法律第四十九號國勢

調査ニ關スル法律ノ昭和二十年ニ

和二十年ニ於テハ之ヲ施行セズ

第十九條 本法ハ昭和二十年ニ

明治三十五年法律第四十九號國勢

調査ニ關スル法律ノ昭和二十年ニ

和二十年ニ於テハ之ヲ施行セズ

第二十條 本法ハ昭和二十年ニ

明治三十五年法律第四十九號國勢

調査ニ關スル法律ノ昭和二十年ニ

和二十年ニ於テハ之ヲ施行セズ

第二十一條 本法ハ昭和二十年ニ

明治三十五年法律第四十九號國勢

調査ニ關スル法律ノ昭和二十年ニ

和二十年ニ於テハ之ヲ施行セズ

第二十二條 本法ハ昭和二十年ニ

明治三十五年法律第四十九號國勢

調査ニ關スル法律ノ昭和二十年ニ

和二十年ニ於テハ之ヲ施行セズ

第二十三條 本法ハ昭和二十年ニ

明治三十五年法律第四十九號國勢

調査ニ關スル法律ノ昭和二十年ニ

和二十年ニ於テハ之ヲ施行セズ

第二十四條 本法ハ昭和二十年ニ

明治三十五年法律第四十九號國勢

調査ニ關スル法律ノ昭和二十年ニ

和二十年ニ於テハ之ヲ施行セズ

第二十五條 本法ハ昭和二十年ニ

明治三十五年法律第四十九號國勢

調査ニ關スル法律ノ昭和二十年ニ

和二十年ニ於テハ之ヲ施行セズ

第二十六條 本法ハ昭和二十年ニ

明治三十五年法律第四十九號國勢

調査ニ關スル法律ノ昭和二十年ニ

和二十年ニ於テハ之ヲ施行セズ

第二十七條 本法ハ昭和二十年ニ

明治三十五年法律第四十九號國勢

調査ニ關スル法律ノ昭和二十年ニ

和二十年ニ於テハ之ヲ施行セズ

第二十八條 本法ハ昭和二十年ニ

明治三十五年法律第四十九號國勢

調査ニ關スル法律ノ昭和二十年ニ

和二十年ニ於テハ之ヲ施行セズ

第二十九條 本法ハ昭和二十年ニ

明治三十五年法律第四十九號國勢

調査ニ關スル法律ノ昭和二十年ニ

和二十年ニ於テハ之ヲ施行セズ

第三十條 本法ハ昭和二十年ニ

明治三十五年法律第四十九號國勢

調査ニ關スル法律ノ昭和二十年ニ

和二十年ニ於テハ之ヲ施行セズ

第三十一條 本法ハ昭和二十年ニ

明治三十五年法律第四十九號國勢

調査ニ關スル法律ノ昭和二十年ニ

和二十年ニ於テハ之ヲ施行セズ

第三十二條 本法ハ昭和二十年ニ

明治三十五年法律第四十九號國勢

調査ニ關スル法律ノ昭和二十年ニ

和二十年ニ於テハ之ヲ施行セズ

第三十三條 本法ハ昭和二十年ニ

明治三十五年法律第四十九號國勢

調査ニ關スル法律ノ昭和二十年ニ

和二十年ニ於テハ之ヲ施行セズ

第三十四條 本法ハ昭和二十年ニ

明治三十五年法律第四十九號國勢

マシタ程度ノ傷病者デアリマシテモ、直ニ之ヲ退職セシメマセヌデ、出来得ル限り引續イテ在職セシタマス必要ガアルト考ヘルノデアリマス、ソコデ假令此ノ種公務員ガ引續キ在職シマシテ、退職ガ遲レ、受傷又ハ罹病後一年ノ期間ヲ經過シタ後退職スルヤウニナリマシテモ、之ニ傷病年金ヲ給シ得ルヤウニ、右結果條件ヲ緩和致サントスルモノデアリマス

改正ノ第三點ハ、内國ノ交戦地勤務加算制度ノ創設アリマス、最近ノ戰局ノ推移ニ鑑ミマスルト、内國ノ特定地域ニ付キマシテモ、交戦地域ト目サレニ至ツタノデアリマス、斯カル地適當デアルト思ハレマスノデ、一月ニ付二月以内ノ内國ノ交戦地勤務加算ヲ設ケントスルモノデアリマス

改正ノ第四點ハ、臺灣又ハ朝鮮出身ノ公務員ニ對スル在勤加算制度ノ創設デアリマス、臺灣、朝鮮、關東州、樺太又ハ南洋群島ニ在勤スル内地人タル公務員ニ對シマシテハ在勤加算ヲ認メラレテ居リマスガ、志願兵制度ノ採用或ハ徵兵法令ノ施行等ニ依リマシテ、臺灣又ハ朝鮮出身ノ公務員デ、其ノ出身地以外ノ右地域ニ勤務スル者ガ多クナリ、又増加スル趨勢ニアリマスノデ、是等公務員ニ對シマシテモ均シク此ノ在勤加算ヲ認ムベキデハナイカト考ヘマ

シテ、所要ノ改正ヲナサントスルモノ
デアリマス、尙ホ此ノ外法文ノ整理ニ
類スル改正ヲモ加ヘマシテ、本案ヲ提
出致シタ次第ゴザイマス

次ニ明治三十五年法律第四十九號國
勢調査ニ關スル法律ノ昭和二十年ニ於
ケル特例ニ關スル法律案ノ提案理由ヲ
御説明申上ゲマス

我ガ國ニ於ケル國勢調査ハ明治三十
五年法律第四十九號國勢調査ニ關スル
法律ノ規定ニ依リマシテ、五年毎ニ之
ヲ行ヒ來ツタノデアリマシテ、本年ハ
恰モ第六回ノ國勢調査ヲ施行スベキ年
ニ當ツテ居リマス、而モ此ノ國勢調査
ハ帝國ノ全版圖ニ瓦リマシテハ、帝國
スベキ定メニナツテ居リマス、併シナ
ガラ戰局ノ現狀ニ於キマシテハ、帝國
ノ全版圖ニ瓦ツテ、而モ一齊ニ調査ヲ
實行シ得ルヤ否ヤ豫斷ヲ許サヌ所ト存
ズルノデアリマス、加之資材、勞務、
運輸等ノ逼迫セル情勢ト睨ミ合セマス
レバ、法律ノ規定通りニ全版圖ノ國勢
調査ヲ施行スルコトハ適當ナラズト認
メマスノデ、昭和二十年ニ於テ施行ス
ベキ國勢調査ハ之ヲ中止スルコトニ致
シタノゾゴザイマス、以上ノ趣旨ヲ
以チマシテ此ノ法律案ヲ提出致シタ次
第ニアリマス

右二案トモ何卒御審議ノ上、速カニ
御協賛アランコトヲ切望致シマス（拍
手）

○濱野清吉君　日程第三及び第四ノ兩案ハ一括シテ、議長指名十八名ノ委員ニ付託サレントコトヲ望ミマス

○議長(岡田忠彦君)　濱野君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

○〔「異議ナシ」と呼ブ者アリ〕

○議長(岡田忠彦君)　御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第五乃至第七ハ便宜上一括議題トナスニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」と呼ブ者アリ〕

○議長(岡田忠彦君)　御異議ナシト認メマス、仍テ日程第五、兵役法中改正法律案、日程第六、陸軍軍法會議法中改正法律案、日程第七、海軍軍法會議法中改正法律案、右三案ヨ一括シテ第一讀會ヲ開キマス——杉山陸軍大臣

第五　兵役法中改正法律案（政府提出、貴族院送付）　第一讀會　第一讀會

第七　海軍軍法會議法中改正法律案（政府提出、貴族院送付）

第六　陸軍軍法會議法中改正法律案（政府提出、貴族院送付）

兵役法中改正法律案

兵役法中左ノ通改正ス

第四十四條ノ二　戰時又ハ事變ノ際其ノ他特ニ必要アル場合ニ於テハ 命令ノ定ムル所ニ依リ徵兵・檢査ノ

第四十六條 現役兵トシテ入營スペ
キ者入營ノ際行フ身體検査ニ於テ
疾病其ノ他身體又ハ精神ノ異常ニ
因リ三十日以内ニ治癒ノ見込ナ
ク且勤務ニ堪ヘズト認ムル者ナル
トキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ
入營ヲ延期シ之ヲ歸郷セシム
現役兵トシテ入營スベキ者疾病其
ノ他難クベカラザル事故ニ因リ入
營スベキ期日ニ入營シ難キトキ又
ハ第三十九條第一項各號ノ一二該
當スルトキハ命令ノ定ムル所ニ依
リ其ノ入營ヲ延期ス
前二項ノ場合ニ於テハ入營延期ノ
期間ニ相當スル期間現役期間ヲ延
長ス
前項ノ規定ニ依リ延長シタル期間
ハ次ニ附スベキ丘役ノ期間ニ之ヲ
添算ス
第四十一条 削除
第五十九條第一號及第二號ヲ左ノ如
ク改ム
一 刪除
二 刪除
第五十一條第二項中「徵兵検査ヲ受
ケタル者」ノ下ニ「徵集ヲ延期セラ
レアル者ヲ除ク」ヲ加ヘ「徵兵演習
又ハ徵兵演習未滿」ヲ「年齢十七年
未滿」ニ、同項第二號ヲ左ノ如ク改
ム

第五十ニ條第一項中「第四十六條ノ規定ニ依リ後レテ入營シタル者又ハ」及但書ヲ削ル
第六十七條 第二國民兵ニシテ未ダ徵兵検査ヲ受ケザル者(徵集ヲ含ム以下同ジ)期セラレアル者ヲ含ム以下同ジヲ召集シタル場合ニ於テハ召集由ハ之ニ對シ徵兵検査ヲ行ハズ
第六十七條ノ二 第二國民兵ニシテ未ダ徵兵検査ヲ受ケザル者ヲ召集シタル場合ニ於テハ召集中ニ於テハ將令ノ定ムル所ニ依リ第三十二條乃至第三十五條ノ規定ニ準ジ之ヲ現役兵若ハ補充兵ニ徵集シ又ハ徵集若ハ兵役ヲ免除スルノ處分ヲ爲スコトヲ得前項ノ規定ニ依ル處分ヲ受ケタル者ハ徵兵検査ヲ受ケタルモノト看做ス
附 則
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
陸軍軍法會議法中改正正ス
第三十一條中「陸軍錄事及陸軍警査ヲ「錄事及警査」ニ改ム
第四十二條 錄事ハ陸軍ノ法務部ノ將校、准士官又ハ下士官ヲ以テノ二充ツ

第四十三條 警察ハ陸軍ノ法務部ノ

下士官又ハ兵ヲ以テ之ニ充ツ

第四十九條ノ二 特設軍法會議ニ於

テハ長官ハ陸軍ノ將校ヲシテ法務

官ニ代リ裁判官ノ職務ヲ行ハシム

ルコトヲ得

第五十條中「陸軍ノ兵科將校又ハ」ヲ

削ル

第六十三條及第七十條中「兵科將校」

ヲ「將校」ニ改ム

第六十九條及第九十六條第一項中

「法務部將校」ノ下ニ「又ハ將校ノ勤

務三照スル法務部見習士官」ヲ加フ

第七十三條ノ二 長官ハ錄事又ハ警

查タル陸軍ノ法務部ノ將校、准士官

又ハ下士官ヲシテ陸軍司法警察官

ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ

第三十一條、第四十二條、第四十三

條及第七十三條ノ二ノ改正規定施行

ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

各改正規定ハ當該規定施行前ニ生ジ

タル事件ニモ亦之ヲ適用ス

前項ノ規定ハ各改正規定施行前從前

力ヲ妨げズ

海軍軍法會議法中改正法律案

海軍軍法會議法中左ノ通改正ス

「錄事及警査」ニ改ム

第四十二條 錄事ハ海軍ノ法務科ノ

特務士官、准士官又ハ下士官ヲ以

テ之ニ充ツ

第四十三條 警察ハ海軍ノ法務科ノ

下士官又ハ兵ヲ以テ之ニ充ツ

第七十三條ノ三 長官ハ錄事又ハ警

查タル海軍ノ法務科ノ特務士官、

准士官又ハ下士官ヲシテ海軍司法

警察官ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ

得

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法ハ本法施行前ニ生ジタル事件ニ

モ亦之ヲ適用ス

前項ノ規定ハ本法施行前從前ノ規定

ニ依リ爲シタル訴訟手續ノ效力ヲ妨

ゲス

〔國務大臣杉山元君登壇〕

○國務大臣(杉山元君) 只今議題ニ相

成リマシタバ役法中改正法律案及ビ陸

軍軍法會議法中改正法律案ニ付テ其ノ

提案理由ヲ説明致シマス

先づ兵役法中改正法律案ニ付テ申上

ゲマス、改正ノ第一點ハ、未タ徵兵檢

查ヲ受ケズシテ召集サレテ居リマスル

徴兵役適齡未満ノ第二國民兵ニ對シマシ

テ、徵兵検査ニ依ルコトナク體格相當

ノ役種ヲ定メントスルモノニアリマス、

第一國民兵ハ戰局ノ要請ニ依リマシテ、

最近之ヲ召集スルノ必要ヲ生ズルニ至

リマシタガ、現行法律ノ規定テハ、是

等ノ者ハ徵兵適齡ニ達シテ居リマセヌ

爲ニ、入隊當初ニ於テ體格相當ノ役種

トスルモノニアリマス、徵兵検査ハ每

海軍軍法會議事速記録第五號

兵役法中改正法律案外二件 第一讀會

ヨ定ムルコトガ出來ナイノミナラズ、

廳テ徵兵適齡ニ達シマシテ、既ニ一人

前ノ軍人トナツテ居ツテモ、又改メテ

微兵検査ヲ受ケネバナラヌコトニナツ

テ居リマスルノデ、入營當初ヨリ體格

ノ都合ニ依ツテ延期シ得ル規定ハナ

ノデアリマス、目下ノ情勢ニ照シマシ

テ、今直チニ徵兵検査ノ延期ヲ、實施

ト考ヘラレマスルノデ、之ヲ改正セシ

トスルモノニアリマス

第二點ハ、入營ノ際ニ疾病ノ爲ニ即

日歸郷ヲ致シタル者及ビ所定ノ期日ニ

身體検査ニ於テ疾病ノ爲ニ即日歸郷ト

ナリマシタル者及ビ所定ノ入營期日ヨ

兵トシテ入營シマスル者ガ、入營時ノ

セントスルモノニアリマス、從來現役

兵トシテ入營シマスル者ガ、入營時ノ

ナリマシタル者及ビ所定ノ入營期日ヨ

リ三十日以内ニ入營シ得ザリシ者

ハ、翌年再び徵兵検査ヲ行フコトニナ

ツテ居ルノデアリマスルガ、一度検査

ヲ受ケテ現役兵ト決定致シマシタル者

ヲ、前述ノ理由ニ依ツテ一年間入營ヲ

遲ラシメマスルコトハ、一日モ速カニ

アル部隊等ニハ、犯罪發生ノ際ニ適時

行ヒ得ザル場合ガアリマス、又島嶼ニ

會議等ニ於キマシテ、戰死等ノ爲ニ法

務部將校空員ヲ缺クニ至リマシタ際、

戰況等ニ依リマシテ是ガ補充ヲ早急ニ

行ヒ得ザル場合ガアリマス、又島嶼ニ

アル部隊等ニハ、犯罪發生ノ際ニ適時

ナル場合ガアリマシテ、是等ノ場合ニ

現行法ノ規定ニ依リマスレバ、裁判官

タル法務官ヲ缺イテ裁判ヲナスノ途ガ

アリマセヌ又爲ニ、軍ノ統率上適當ナ

マス

第三點ハ、實務修習中ノ法務部將校ト同様ニ、檢

年之ヲ實施スルコトニナツテ居リマシ

テ、本人ノ都合ニ依ツテ翌年ニ延期ス

トコトハ認メラレテ居リマスルガ、官

前ノ軍人トナツテ居ツテモ、又改メテ

微兵検査ヲ受ケネバナラヌコトニナツ

テ居リマスルノデ、入營當初ヨリ體格

ノ都合ニ依ツテ延期シ得ル規定ハナ

ノデアリマス、目下ノ情勢ニ照シマシ

テ、今直チニ徵兵検査ノ延期ヲ、實施

ト考ヘラレマスルノデ、之ヲ改正セシ

トスルモノニアリマス

第二點ハ、陸軍ノ軍法會議ノ職員中、

文官、同待遇者ニアリマスル陸軍錄事及

ビ陸軍警査ヲ軍人制ニ改メマシテ、

ノデアリマス

次ハ陸軍軍法會議法中改正法律案ニ

付テ説明致シマス、改正ノ要旨ハ三點

デアリマス、其ノ第一點ハ、特設軍法

會議ニ於テ、長官ハ陸軍ノ兵科及ビ各

部ノ將校ヲシテ、法務官ニ代ツテ裁判

官ノ職務ヲ行ハシムルコトガ出來ルト

ナスコトデアリマス、戰地ニ在ル軍法

會議等ニ於キマシテ、戰死等ノ爲ニ法

務部將校空員ヲ缺クニ至リマシタ際、

戰況等ニ依リマシテ是ガ補充ヲ早急ニ

行ヒ得ザル場合ガアリマス、又島嶼ニ

會議等ニ於キマシテ、戰死等ノ爲ニ法

務部將校空員ヲ缺クニ至リマシタ際、

戰況等ニ依リマシテ是ガ補充ヲ早急ニ

行ヒ得ザル場合ガアリマス、又島嶼ニ

會議等ニ於キマシテ、戰死等ノ爲ニ法

務部將校空員ヲ缺クニ至リマシタ際、

戰況等ニ依リマシテ是ガ補充ヲ早急ニ

行ヒ得ザル場合ガアリマス、又島嶼ニ

會議等ニ於キマシテ、戰死等ノ爲ニ法

務部將校空員ヲ缺クニ至リマシタ際、

戰況等ニ依リマシテ是ガ補充ヲ早急ニ

當ナル者ヲ選ビマシテ、之ヲシテ法務

官ニ代リ裁判官ノ職務ヲ行ハシムルコ

トテ致シマシタ、尙ホ之ニ關聯シテ特

設軍法會議ニ於テハ、長官ハ陸軍ノ兵

科將校ノ外、更ニ各部將校ヲシテ檢審

官又ハ檢察官ノ職務ヲ行ハシムルコト

ガ出來得ルヤウニ致シマシテ、以テ戰

局ニ即應シテ軍司法ノ運營上遺憾ナカ

ラシメントスルモノニアリマス

第二點ハ、陸軍ノ軍法會議ノ職員中、

文官、同待遇者ニアリマスル陸軍錄事及

ビ陸軍警査ヲ軍人制ニ改メマシテ、

下士官及ビ兵制度ガ新シク設定セラレ

テアリマス、陸軍ノ法務部ノ將校、准士官、

下士官及ビ兵制度ガ新シク設定セラレ

マシタニ伴ヒマシテ、軍法會議錄事ニ

デアリマス、陸軍ノ法務部ノ將校、准士官、

下士官及ビ兵制度ガ新シク設定セラレ

マシタニ伴ヒマシテ、軍法會議錄事ニ

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

社債等登録法中左ノ通改正ス

第二條第一項ヲ左ノ如ク改ム
社債ノ登録ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ爲ス

一 社債権者ノ請求アリタルトキ

二 社債ヲ發行スル會社又ハ社債募集ノ委託ヲ受ケタル會社ノ會社等臨時措置法第五條ノ二ノ規定ニ依ル請求アリタルトキ

第七條ニ左ノ但書ヲ加フ
但シ第三條第一項第二號ノ規定ニ依リ登録ヲ爲シタル社債ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

司法官試補及辯護士試補タル資格ノ特例ニ關スル法律案

高等試驗本試験ヲ受クルコトヲ得ル者ニシテ高等試驗ヲ行ハザル年ニ於テ銓衡委員會ノ銓衡ヲ經タルモノハ

之ヲ裁判所構成法第五十八條及辯護士法第三條ノ成規ノ試験ニ合格シタル者ト看做ス但シ昭和十六年勅令第

千百二十七號第一項ニ掲グル者ニ付テハ辯護士法第三條ノ成規ノ試験ノミニ合格シタル者ト看做ス

銓衡委員會ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔國務大臣(松阪廣政君登壇)〕

○國務大臣(松阪廣政君) 只今上程セ

ラレマシタ戰時民事特別法中改正法律案外二件ニ付キ提案ノ理由ヲ申述ベマス

先づ戰時民事特別法中改正法律案テアリマスルガ、最近ノ情勢ニ鑑ミマシテ民事司法ニ關シ尙ホ若干ノ簡素化ヲ

圖ル必要ヲ認メマシテ、戰時民事特別法中ニ改正ヲ加ヘントスルモノニアリマス、

マスガ、其ノ第一點ト致シマシテ、民

事訴訟ニ於キマシテ、所謂休止ノ反復ニ依ル訴訟遷延ノ弊ヲ矯メシング爲ニ休止ヲナスコト二回ニ及ビマシタル時ハ、

マシテ、裁判所ガナズベキ登記事項ノ訴訟ヲ取下アリタルモノト看做スコト、

第二ト致シマシテ、登記ニ關シマシテハ、努力、資材節約等ノ關係ヨリ致シ

ニ依ル訴訟遷延ノ弊ヲ矯メシング爲ニ休止ヲナスコト二回ニ及ビマシタル時ハ、

開カンガ様ニ、會社等臨時措置法中ニ改正ヲ加ヘントスルモノニアリマス、

ム生ジタノニアリマス、仍テ種々考究

灾害ニ因リ株主名簿ヲ喪失シ、氏名、

住所ヲ確知スルコトノ出來ヌ記名株主

アルニ至リマシタ場合ニ、株式會社ニ於ケル株主總會招集ノ簡易方法ヲ設ケ、

又株主總會ヲ招集スベキ地ノ特例ヲ認

ムル等、株主總會招集ニ關シ特例ヲ認

メ、第二點トシテ災害ノ程度ニ依リ株

主總會ノ招集ガ著シ困難ニ陥リタル

會社ノ爲ニ、豫メ監督官廳又ハ裁判所

ノ認可ヲ受ケシメ、總會デ決議スベキ

事項ノ或ルモノヲ取締役又ハ清算人自

ラ決スルコトヲ得ルノ途ヲ開キ、第三

點トシテ、株主名簿其ノ他ノ書類ヲ安

全ナル場所ニ疎開サセテ差支ヘナキコ

トト致シ、第四點トシテ、最近ノ社債

券ノ製作困難ナル狀況ニ鑑ミマシテ、

債券ナキ社債ノ發行ヲ認メントスルモ

ノデアリマス、以上ノ四點ハ何レモ必

要ニ應ジ、營團、金庫、組合等ノ會社

ニ非ザル法人ニモ準用致スコトト致シ

タノデアリマス

次ニ司法官試補及辯護士試補タル資

シテモ司法官試補及辯護士試補ノ資

格ニ付キ何等カノ特別ヲ設クルノ必要

ヲ生ジタノニアリマス、仍テ種々考究

ヲ重ねマシテ、本案ノ如ク銓衡委員會

ヲ勅令ヲ以テ設置シ、一定ノ資格ヲ有ス

ル者ニシテ右委員會ノ銓衡ヲ經タル者

ニ對シ、高等試驗ノ司法科試驗ニ合格

シタルト同一ノ資格ヲ與フル臨時的

措置ヲ講ズルコトガ最モ妥當ナリト考

ヘタ次第デアリマス、即チ高等試驗ノ

本試驗ヲ受クルコトヲ得ル者ヲ銓衡ノ

對象ト致シタノニアリマスルガ、現行

法ノ下ニ於キマシテハ司法官試補及ビ

辯護士試補タルニハ高等試驗ノ司法科

試驗ニ合格スルコトヲ要件トシテ居リ

マスノデ、臨時的ノ特別ヲ開クニ致シ

マシテモ、少クトモ高等試驗ガ行ハレ

タルモノトスレバ、其ノ本試驗ヲ受ク

ルコトヲ得ル者ノ範圍ニ限定スルヲ相

當ナリト考ヘタ次第デアリマス

以上方三法案提出ノ趣旨アリマス

ガ、何卒慎重御審議ノ上何レモ御協賛

アランコトヲ切望致ス次第デアリマス

御異議アリヤセヌカ

「[異議ナシ]ト呼ブ者アリ」

○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認

メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ――

日程第十一、農林中央金庫法中改正法

律案ノ第一讀會ヲ開キマス――島田農

商大臣

第十二 農林中央金庫法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)

第一讀會

農林中央金庫法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)

第一條第一項中「東京市」ヲ「東京都」ニ改ム

農林中央金庫法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)

第五條第一項ヲ左ノ如ク改ム

農林中央金庫法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)

合會、市町村農業會、森林組合聯

業會、森林組合、產業組合聯合會、

產業組合、市街地信用組合、中央

水產業會、道府縣水產業會、製造

業會、漁業會、農業保險組合、家畜保險組合、

漁船保險組合、耕地整理組合聯合

會、耕地整理組合、牧野組合、馬匹組合、

事會、農業組合聯合會又ハ鹽業組

合ノ外農林中央金庫ノ出資者タル

コトヲ得ズ

第十二條第一項但書中「農業團體關

係者、森林組合關係者、產業組合關

係者、森林組合關係者、產業組合關

係者及水産業團體關係者」ヲ「所屬團

體關係者」ニ改ム

第十三條中「所屬全國農業經濟會、

所屬道府縣農業會、所屬市町村農業

會、所屬森林組合聯合會、所屬森林

組合、所屬產業組合聯合會、所屬產

業組合、所屬市街地信用組合又ハ所

屬水產業團體」ヲ「所屬團體」ニ「二

分ノ一ヲ「合計額」ニ、「全國農業經

濟會、道府縣農業會、市町村農業會、

森林組合聯合會、森林組合、產業組

合聯合會、產業組合、市街地信用組

會、水產業團體」ヲ「第五條第一項ニ

掲タル團體」ニ改ム

第十五條第一項中「全國農業經濟會、

府縣農業會、市町村農業會、森林

組合聯合會、森林組合、產業組合聯合

會、產業組合又ハ水產業團體」ヲ「第

五條第一項ニ掲タル團體」ニ改メ同

項ニ左ノ一號ヲ加フ

六 日本銀行、戰時金融金庫

其ノ他ノ金融機關ニ對シ主務大

臣ノ認可ヲ受ケ貸付ヲ爲スコト

第二十條第二項中「農林大臣」ヲ

「農商大臣」ニ改ム

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔國務大臣島田俊雄君〕只今上程セ

ラレマシタ農林中央金庫法中改正法律

案ニ付キ説明ヲ申上ゲマス

○國務大臣（島田俊雄君）只今上程セ

御承知ノ通り最近農業團體ヲ中心ト

致シマスル農村ノ貯蓄ハ顯著ナル成績

ヲ示シツ、アルノデアリマシテ、其ノ

結果農林中央金庫ノ中樞機關タル

キマシテハ農林中央金庫ヲシテ此ノ增

強セラレツ、アル資力ニ依リマシテ、

農林水產方面ノ金融ニ遺憾ナキヲ期セ

シメマスルト共ニ、更ニ國債ノ消化、

或ハ生産力擴充資金ノ供給等ニ瓦リマ

シテ努力セシメテ、相當ノ成績ヲ擧ゲ

ツ、アルノデアリマスガ、此ノ際緊迫

セル時局下ノ要請ニ應ヘマシテ、更ニ

一段ト活潑ナル機能ヲ發揮致サセマス

ルノ必要ガアルコトヲ認メマシテ、現

行ノ農林中央金庫法ニ於テ不便トセラ

ル、點ニ對シテ所要ノ改正ヲ加ヘタイ

ト存ズル次第アリマス。

改正ノ要點ハ大體三ツアリマス、

第一點ハ農林中央金庫ノ出資者タルベ

キ團體ノ範圍ヲ擴張ヲ致シマシテ、從

來之ニ加入スルコトノ出來マセヌデシ

タ馬匹組合、農業保險組合、廢業組合、

等ヲモ其ノ所屬員トスルコトヲ得ルヤ

ウニ致シマシテ、之ニ依ツテ機構ノ整

備ヲ國蘭ントスル點アリマス、改正

ノ第二點ハ年賦貸付限度ノ擴張デアリ

マシテ、從來自己資金ノ貸出ニ付テハ

拂込出資金及ビ農林債券發行額ノ一分

ノ一ヲ其ノ限度度ト致シテ居リマシタモ

ノヲ、拂込出資金及ビ農林債券發行額

ノ合計額マデ之ヲ認メントスルモノデ

リマス、改正ノ第三點ハ餘裕金ノ運用

ニ關スルモノデアリマシテ、從來ノ運

用範圍ヲ擴大致シマシテ、日本興業銀

行、戰時金融金庫等ノ金融機關ニ對シ

マシテモ貸付ヲナシ得ル途ヲ開カント、

スルモノデアリマス、以上ハ本案提出ノ

理由及び改正內容ノ概要アリマス、何

ヲ御願ヒ致シマス（拍手）

○議長（岡田忠彦君）本案ノ審査ヲ付

託スベキ委員ノ選舉ニ付キ御詣り致シ

マス

卒御審議ノ上速カニ御協賛アランコト

マス

○議長（岡田忠彦君）本案ノ動議ニ付

題トナスニ御異議ナシト認

〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○議長（岡田忠彦君）濱野君ノ動議ニ付

御異議アリマセヌカ

○議長（岡田忠彦君）濱野君ノ動議ニ付

御異議ナシト呼ブ者アリ〕

〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○議長（岡田忠彦君）本案ハ議長指名二十七

名ノ委員ニ付託サレントヲ望ミマス

マス

○議長（岡田忠彦君）濱野君ノ動議ニ付

御異議ナシト呼ブ者アリ〕

○議長（岡田忠彦君）本案ハ議長指名二十七

名ノ委員ニ付託サレントヲ望ミマス

マス

○議長（岡田忠彦君）本案ハ議長指名二十七

名ノ委員ニ付託サレントヲ望ミマス

マス

○議長（岡田忠彦君）本案ハ議長指名二十七

名ノ委員ニ付託サレントヲ望ミマス

マス

第十四條 石炭配給統制法中改正法
律案（政府提出、貴族院送付）
第一讀會

産業設備營團法中改正法律案

第二條第一項中「東京市」ヲ「東京都」ニ改ム

第三條及第四條第一項中「二億圓」ヲ

「四億圓」ニ改ム

第五條第二項中「北海道」ノ上ニ「東

京都」ヲ加フ

第三十一條中「十倍」ヲ「十五倍」ニ改

ム

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定

ム

石炭配給統制法中改正法律案

石炭配給統制法中左ノ通改正ス

「石炭配給統制法」ヲ「石炭及コーキ

ス配給統制法」ニ改ム

第六條中「石炭ノ」ヲ「石炭及コーキ」スヲ加フ
「又ハコーキス製造事業」ヲ加フ
五號中「石炭」ノ下ニ「及コーキス」ヲ、
同條同項第三號中「石炭鑄業」ノ下ニ
「及コーキス製造事業」ヲ加フ
第十五條中「石炭ヲ」ヲ「石炭又ハコーキス」ニ改ム
「石炭ノ所有」ニ、同條第二項中「石炭」ノ下ニ「石炭又ハコーキス」ニ改ム
「石炭又ハコーキス」ニ改ム

第十五條ノ二第一項中「石炭ノ生產業者」ヲ「石炭若ハコーキスノ生產業者」ニ、同條第三號中「石炭」ノ下ニ「石炭又ハコーキス」ニ改ム
第十五條中「石炭ヲ」ヲ「石炭又ハコーキス」ニ改ム
「石炭ノ所有」ニ、同條第二項中「石炭」ノ下ニ「石炭又ハコーキス」ニ改ム
「石炭又ハコーキス」ニ改ム

業務ヲ開始致シマシテ以來、本營團ノ

任務デアリマスル國家ノ緊要産業設備

ノ建設ニ、或ハ未働ノ遊休設備ノ轉活

標準船舶ノ建造ニソレハ、萬全ノ努力

ヲ傾倒シテ參ツタノデゴザイマス、是

等ノ事業遂行ノ爲ノ所要資金ノ申請

下セラレ、固定スルモノデゴザイマシ

テ、産業設備營團ニ於キマシテハ是等
國元資金開墾事務所、三一ノ二

ノ固定資金調達ノ爲ニ主トシテ商業設備債券ヲ發行スル計法一依ツ

テ参ツタノデアリマス、産業設備債券

ノ發行ハ太年度末マデニ於キマシテ十

三億圓デアリマスガ、更ニ急速ニ擴大

故シマスル營業ノ狀況カラ探測致シマシテ、其ノ固定資金ノ所要額ハ實

ニ六十億圓ニ達スル見込アリマス、

斯様ナ状態ニ對シマシテ本營團ノ資本

金二億圓、產業設備債券ノ發行限度デ

ヨ以テ致シマシテハ、本營團ハ事業資

金ノ點ニ於キマシテ行詣リヲ來スベキ

ヲ豫想セラレルニ至リマシタノデ、今

日本營業ノ資本金ニ二億圓六千四百圓
ニ増額ヲ致シマスルト共ニ、其ノ商業

設備債券發行ノ倍率ヲ十倍カラ十五倍

ニ引上ゲル等ノ爲ニ本改正法律案ヲ提
出スレ次第デゴザイマス

日本ノテ第ニセイ

提案ノ理由ヲ御説明申上ゲマス、「ヨー

クス」ニ付キマシテハ昭和十七年八七

月カラ配給統制ヲ實施致シテ居リマス
ルガ、其ノ後職局ノ進展ニ伴ヒマシテ
「コードクス」ノ需給關係ハ漸次逼迫ノ度
ヲ加ヘテ參リマシタ、其ノ重點的ナ計
畫配給確保ノ必要ガ愈、緊切トナルニ至
シタノデアリマス所ガ從前ノ「コードクス」
ノ配給統制ニ於キマシテハ、其ノ複雜多
岐ナ配給機構其ノ供存設シテ居リマ
シタ上ニ、西終統制上關ハ單純ニ業者ノ
「コードクス」販賣ニ對スル指示権ヲ有ス
ルニ憑ギマセヌデ、何等現物ヲ把握シテ
居マセヌデシタ候ニ、其ノ運輸上種々
ナル缺陷ヲ現ハシマシテ、職局ノ要請
ニ副ヒ得ザルニ至ツタノデアリマス、
是ニ於キマシテ斯様ナ缺點ヲ排除致シ
テ「コードクス」配給ニ關シ、國安ヤ庶ノ透
徹スル如ク、從來ノ多元的ニシテ複雜
ナ配給機構及ビ方法ヲ一元的ニ致シマ
シテ、簡素且ツ強力ナ制度ニ切替フ行
フコトト致シタノデアリマス、即チ「コー
クス」ト石炭トノ生産配給並ニ消費
ノ各部面ニ於ケル特殊關聯性ニ鑑ミマ
シテ、既ニ確立ヲ致シテ居リマス石炭
方石炭配給統制株式會社ニシテ「コー
クス」ノ配給統制ヲモ併セテ擔當セシ
トト致シ、日本石炭株式會社及び各地
ムルコトト致シマシテ、昨年十月一日
ヨリ概ネ石炭ト同様ナル配給統制ヲ實
施スルコトニ致シタノデアリマス、隨
テ「コードクス」ニ付テモ總テ石炭ト同様

年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツル等ノ債
ノデ、石炭配給統制ノ基礎法規デアリ
マスル石炭配給統制法ノ對象ニ「コ一
クス」ヲ加ヘマシテ、其ノ各條文ヲ「コ一
クス」ニモ適用シテ之ヲ活用致シマスル
ト共ニ、法文上ノ整理ヲ併セ行ヒマ
シテ、「コ一クス」ノ適用圓滑ナ配給統
制ノ實施ニ遺憾ナキヲ期シヨウトスル
次第デゴザイマス、何卒御審議ノ上右
兩案トモ御協賛ヲ賜ハラニコトヲ御願
ヒ致シマス

○議長(岡田忠彦君) 各案ノ審査ヲ付
託スベキ委員ノ選舉ニ付キ御詰り發シ
マス

○議長(岡田忠彦君) 濱野君ノ動議ニ
御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」と呼ブ者アリ〕

○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認
メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ

○小泉純也君 議事日程追加ノ緊急動
議ヲ提出致シマス、即チ此ノ際政府提
出昭和二十年度一般會計歳出ノ財源ニ
法律案及ビ外資金庫法案ニ案ヲ一括
シテ議題トナシ、委員長ノ報告ヲ求メ
其ノ審議ヲ進メラレントヨ望ミマ

○議長(岡田忠彦君) 小泉君ノ動議ニ
御異議アリマセヌカ
〔「異議ナシ」と呼ブ者アリ〕
メマス、仍テ日程ハ追加セラレマシタ、
昭和二十年度一般會計歳出ノ財源ニ左
ツル等ノ爲ノ公債發行ニ關スル法律案
金資金特別會計法外五法律中改正法律
案 外資金庫法案 右三案ヲ一括シテ
第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ起
告ヲ求メマス——委員長伊豆富人君
昭和二十年度一般會計歳出ノ財源
ニ充ツル等ノ爲ノ公債發行ニ關ス
ル法律案(政府提出)
第一讀會ノ續(委員長報告書
金資金特別會計法外五法律中改正
法律案(政府提出)
第一讀會ノ續(委員長報告書
外資金庫法案(政府提出)
第一讀會ノ續(委員長報告書
津律案(政府提出)(第一號)
右八本院ニ於テ可決スヘキモノト
決議候此段及報告候也
昭和二十年一月二十七日
委員長 伊豆 富人

一 読會ノ報 報告書
一 金資金特別會計法外五法律中改正
法律案(政府提出)(第一號)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議
決致候此段及報告候也
昭和二十年一月二十七日
委員長 伊豆 富人
衆議院議長岡田忠彦殿
報告書
一 外 資 金 庫 法 案 (政 府 提 出) (第 三 號)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議
決致候此段及報告候也
昭和二十年一月二十七日
委員長 伊豆 富人
衆議院議長岡田忠彦殿
〔伊豆富人君登壇〕
○伊豆富人君 私ハ只今議題トナリマ
シタ昭和二十年度一般會計歳出ノ財源
ニ充ツル等ノ爲ノ公債發行ニ關スル法律
案、金資金特別會計法外五法律中改正
法律案、外資金庫法案ニ付キマシテ
審議ノ經過並ニ結果ヲ御報告致シマス
委員會ニ於キマシテハ右三案ヲ一括
議題ニ供シ、石渡大藏大臣カラ提案理由
由ノ説明ヲ聽取致シマシタ、其ノ理由
ハ本議場ニ於ケル説明ト同様デアリマ
スカラ省略ノ致シマス、唯昭和二十年
度一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲ノ公
債發行限度額ニ付キマシテ、委員會
議論中政府ヨリ修正ノ提案ガアリマシ
議論中政府ヨリ修正ノ提案ガアリマシ

報告書

一鐵道抵當法中改正法律案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノノト議
決致候此段及報告候也

昭和二十年一月二十七日

委員長 横川 重次

衆議院議長岡田忠彦殿

報告書

一日本通運株式會社法中改正法律案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノノト議
決致候此段及報告候也

昭和二十年一月二十七日

委員長 横川 重次

衆議院議長岡田忠彦殿

報告書

一郵便法中改正法律案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノノト
議決致候此段及報告候也

昭和二十年一月二十七日

委員長 横川 重次

衆議院議長岡田忠彦殿

報告書

○横川重次君 只今上程サレマシタル

地方鐵道及軌道ニ於ケル納付金等ニ關
スル法律案外三件ノ特別委員會ノ經過ノ大要並ニ其ノ結果ヲ御報告申上ゲマ
ス先づ第一ニ日滿支ヲ結ブ本土、大陸
議題トナリマシタ四法案ノ題旨並ニ

提案ノ理由ニ付キマシテハ、既ニ本議

場ニ於キマシテ運輸通信大臣ヨリ證明

シマス、委員會ハ去ル二十三日ヨリ本

日マデ五回ニ亘ツテ會議ヲ開イタノデ

アリマス、委員會ニ於キマシテハ政府

ノ議案説明後直ちニ祕密會ヲ開キマシ

テ、運輸通信ニ關スル空襲被害、震害、

雪害ノ狀況並ニ是ガ對策等ニ關シマシ

テ政府ノ説明ヲ聽取致シタノデアリマ

ス、委員會ノ內容ニ付キマシテハ由述

ベル限リデハデゴザイマセヌガ、委員

會ハ是等ニ對シマシテノ政府ノ施管努

力ニ對シマシテハ、之ヲ諒ト致シタ次

第デゴザイマス、更ニ委員會ハ現下苛

烈ナル戰局下ニ於キマシテ、運輸通信

力ガ戰力ノ根幹ヲナスト云フ事實ニ鑑

ミマシテ、各委員カラ眞摯熱烈ナル質

疑ガ行ハレタノデアリマス、之ニ對シ

大臣、政府委員ヨリ懇切ナル答辯ガア

ツタノデアリマシテ、眞ニ一體的空氣

ノ下ニ、互ヒニ其ノ經緯運営ヲ傾注致

シマシテ、決戰途送及ビ通信ノ整備増

強ニ關シマシテ、相當寄與スル所アリ

マシタコトハ私ノ確信スル所デゴザイ

マシテ洵ニ欣快ト致ス次第デゴザイマ

ス、質疑應答ノ詳細ニ付キマシテハ速

記録ニ依ツテ御覽ヲ願フコト致シマ

シテ、今二、三ノ問題ニ付キマシテ、

アリマス、第三ニ、運輸通信ノ空襲ニ

對スル對策如何トノ質疑ニ對シマシ

簡單ニ御紹介ヲ申上ゲタイト思ヒマス

ス

間ノ輸送竝ニ内地幹線ノ輸送ハ確保セ

テ、政府カラ日滿支自給能勢強化ノ國

家要請ニ即應シ、之ニ伴フ輸送力ノ増

強ニハ各般ノ措置ヲ講ジテ居ル、即チ

路並ニ裏日本中鐵路設等ノ増強ヲ圖ル

ト共ニ、内地幹線ニ付キマシテモ、之

ニ即應シテ其ノ増強ニ努メツ、アル旨

ノ答辯ガアツタノデアリマス、殊ニ國

民生活維持上必要ナル食糧、中ニモ穀

類、鹽ノ大陸ヨリノ輸送ニ付キマシテ

ハ、其ノ必要量ノ經對確保ニ付キマシ

テハ渾身ノ努力ヲ拂フ旨ノ心強キ答辯

對策如何トノ質問ニ對シマシテ、第二ニ、自

動車其ノ他小運送ノ増強並ニ是ガ修理

保ニ付キマシテハ現下甚ダ困難ナル實

情ニアルノデアリマスルガ、關係當局、

特ニ陸海軍ヨリ手持資材ノ支給ヲ受ク

ル等、絶大ナル協力ヲ得テ特段ノ措置

ヲ講ジツ、アル旨、又小運搬ニ關シマ

シテモ、統制ノ強化、器具ノ備備等ヲ

ノ質問ニ對シマシテ、政府ニ於テハ、

ヲ強化シ、素質ノ向上ニ努力致シタキ

旨ニ答辯ガアツタノデアリマス、第五

マスルガ、今後トモ一層是ガ指導訓育

ヲ強化シ、素質ノ向上ニ努力致シタキ

終了致シマシテ、直チニ討論に入リ、

又空襲被害發生ノ場合ニ於キマスル迅

速ナル應急復舊ノ機動的能勢終止

スル共ニ、廢急運輸本部及ビ其ノ下部

機構ノ整備ヲ了シ、萬遺憾ナキヲ期シ

テ居ルトノ答辯ガアツタノデアリマ

ス、第四ニ、最近運輸通信從業員ノ公

衆ニ對スル接遇ニ付キ更角ノ評ガアル

ノデアルガ、當局トシテハ更ニ是等ニ

對シテ一層ノ指導訓育ノ要ガアルデハ

ナイカトノ質問ニ對シマシテ、當局ハ

最近未熟練者ガ增加致シマシテ、年齢

ノ低下等ノ爲メ、時トシテハ親切丁寧

ヲ缺クコトアルコトハ洵ニ遺憾デアリ

マスルガ、今後トモ一層是ガ指導訓育

ヲ強化シ、素質ノ向上ニ努力致シタキ

旨ニ答辯ガアツタノデアリマス、第五

マスルガ、今後トモ一層是ガ指導訓育

ヲ強化シ、素質ノ向上ニ努力致シタキ

終了致シマシテ、直チニ討論に入リ、

又空襲被害發生ノ場合ニ於キマスル迅

速ナル應急復舊ノ機動的能勢終止

スル共ニ、廢急運輸本部及ビ其ノ下部

機構ノ整備ヲ了シ、萬遺憾ナキヲ期シ

テ居ルトノ答辯ガアツタノデアリマ

ス、第四ニ、最近運輸通信從業員ノ公

衆ニ對スル接遇ニ付キ更角ノ評ガアル

ノデアルガ、當局トシテハ更ニ是等ニ

對シテ一層ノ指導訓育ノ要ガアルデハ

ナイカトノ質問ニ對シマシテ、當局ハ

最近未熟練者ガ增加致シマシテ、年齢

ノ低下等ノ爲メ、時トシテハ親切丁寧

ヲ缺クコトアルコトハ洵ニ遺憾デアリ

マスルガ、今後トモ一層是ガ指導訓育

ヲ強化シ、素質ノ向上ニ努力致シタキ

旨ニ答辯ガアツタノデアリマス、第五

マスルガ、今後トモ一層是ガ指導訓育

ヲ強化シ、素質ノ向上ニ努力致シタキ

報告書

一鐵道抵當法中改正法律案(政府提

出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノノト議

決致候此段及報告候也

昭和二十年一月二十七日

委員長 横川 重次

衆議院議長岡田忠彦殿

報告書

一日本通運株式會社法中改正法律案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノノト議

決致候此段及報告候也

昭和二十年一月二十七日

委員長 横川 重次

衆議院議長岡田忠彦殿

報告書

一郵便法中改正法律案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノノト議

決致候此段及報告候也

昭和二十年一月二十七日

委員長 横川 重次

衆議院議長岡田忠彦殿

報告書

一郵便法中改正法律案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノノト議

決致候此段及報告候也

昭和二十年一月二十七日

委員長 横川 重次

衆議院議長岡田忠彦殿

報告書

一郵便法中改正法律案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノノト議

決致候此段及報告候也

昭和二十年一月二十七日

委員長 横川 重次

衆議院議長岡田忠彦殿

報告書

一郵便法中改正法律案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノノト議

決致候此段及報告候也

昭和二十年一月二十七日

委員長 横川 重次

衆議院議長岡田忠彦殿

報告書

一郵便法中改正法律案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノノト議

決致候此段及報告候也

昭和二十年一月二十七日

委員長 横川 重次

衆議院議長岡田忠彦殿

報告書

一郵便法中改正法律案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノノト議

決致候此段及報告候也

昭和二十年一月二十七日

委員長 横川 重次

衆議院議長岡田忠彦殿

報告書

一郵便法中改正法律案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノノト議

決致候此段及報告候也

昭和二十年一月二十七日

委員長 横川 重次

衆議院議長岡田忠彦殿

報告書

一郵便法中改正法律案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノノト議

決致候此段及報告候也

昭和二十年一月二十七日

委員長 横川 重次

衆議院議長岡田忠彦殿

報告書

一郵便法中改正法律案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノノト議

決致候此段及報告候也

昭和二十年一月二十七日

委員長 横川 重次

衆議院議長岡田忠彦殿

報告書

一郵便法中改正法律案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノノト議

決致候此段及報告候也

昭和二十年一月二十七日

委員長 横川 重次

衆議院議長岡田忠彦殿

報告書

一郵便法中改正法律案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノノト議

決致候此段及報告候也

昭和二十年一月二十七日

委員長 横川 重次

衆議院議長岡田忠彦殿

報告書

一郵便法中改正法律案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノノト議

決致候此段及報告候也

昭和二十年一月二十七日

委員長 横川 重次

衆議院議長岡田忠彦殿

郵便法中改正法律案

第二讀會(確定議)

○議長(西田忠彦君) 別ニ御發議モア
リマセヌ、第三讀會ヲ省略シテ、四案
トモ委員長報告ノ通り可決確定致シマ
シタ(拍手)是ニテ議事日程ハ議了致シ
マシタ、次會ノ議事日程ハ公報ヲ以テ
通知致シマス、本日ハ是ニテ散會致シ
マス

午後四時四十七分散會

衆議院議事速記録第三號中正誤

貢	段	行	誤	正
一五	二	一七	增强邁進	增强ニ邁進
一六	四	一	完ノ總力	ノ總力
一七	一	遂シテ	遂シテ	完遂シテ
一九	五	一七	金融 金輪	金融 感染シ、 國民
二三	二	二四	國民	感染シ、 國民

